

楽天日本株トリプル・ブル

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

投資信託説明書（交付目論見書）（訂正事項分）

2010年6月

- この投資信託説明書（交付目論見書）により行なう『楽天日本株トリプル・ブル』の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により平成21年5月27日に有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成21年6月12日に生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成21年10月1日、同年11月5日、平成22年3月18日および同年6月30日に関東財務局長に提出しております。
- この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行なう目論見書です。
- 委託会社は、この投資信託説明書（交付目論見書）のほかに、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づきファンドの詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）を作成しております。
投資信託説明書（請求目論見書）は投資家からのご請求に応じ、販売会社を通じてお渡しいたします。なお、投資信託目論見書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。

- 『楽天日本株トリプル・ブル』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 『楽天日本株トリプル・ブル』は、わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価格が下落し、損失を被ることがあります。
従って、基準価額は変動しますし、購入時の価格を下回ることもあります。
- 『楽天日本株トリプル・ブル』に投資することに伴う上記のようなリスクはお客様のご負担となります。もちろん、『楽天日本株トリプル・ブル』への投資による損益も、すべてお客様に帰属します。

楽天投信投資顧問株式会社

I. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

『楽天日本株トリプル・ブル』投資信託説明書（交付目論見書）2009年6月（以下、「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正箇所および訂正事項

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

① スイッチングと同様のお取扱い

平成22年7月1日より、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」との間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です。

スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時45分までに、「楽天日本株トリプル・ブル」の取得申込を行なう場合をいいます。

スイッチングと同様のお取扱いにより各ファンドを買付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で取得することができます。スイッチングと同様のお取扱いについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。

スイッチングと同様のお取扱いの際には、お買付および換金時と同様に、費用・税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

② お申込代金の利息

お申込み代金には利息を付けません。

③ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

④ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

⑤ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規定等の規則にしたがって取り扱われるものとします。当ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規定その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(4)【その他の手数料等】

- ① 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(後略)

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

(前略)

ロ. 取得申込みの受付けは、原則として営業日の午後2時45分以前で販売会社が所定の方法で行なわれることとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

ハ. 平成22年7月1日より、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」との間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です。

スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時45分までに、当ファンドの取得申込を行なう場合をいいます。

スイッチングと同様のお取扱いにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で取得することができます。スイッチングと同様のお取扱いについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。

スイッチングと同様のお取扱いの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。(詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。)

三. 主として株価指数先物取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託会社は、当該取得の申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消することができます。

1. 委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行なわれないこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき

3. 「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」が次に該当すること
となった場合

一部解約の実行の請求の受付けを中止したときまたはすでに受付けた一部解約の実
行の請求の受付けを取消したとき

ホ. 取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、当ファンドの取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。

へ. 上記ニ. または ホ. により取得の申込みの受付けが中止された場合でも、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

注) 上記ニ. の 3. については、平成 22 年 7 月 1 日から適用されます。

(2) 換金（解約）手続等

イ. 受益者は、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、受付けは原則として営業日の午後 2 時 45 分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(中略)

へ. 当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、下記に該当する場合は、委託会社は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求受付けを取消することができます。

1. 当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
2. 当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
3. 「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」が次に該当すること
となった場合

受益権の取得申込の受付けを中止したときまたは既に受付けた取得申込の受付けを
中止したとき

注) 上記ニ. の 3. については、平成 22 年 7 月 1 日から適用されます。

(後略)

(約款)

追加型証券投資信託 楽天日本株トリプル・ブル 約款

新	旧
<p>(受益権の申込単位および価額) 第 13 条</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の規定に関わらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、当該取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。ただし、別に定める契約または第 42 条第 2 項および第 3 項の規定に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。</p> <p>1. 委託者が、当該先物取引にかかる取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに定める外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)の当日の午後立会が行なわれなかったこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき</p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>別に定める投資信託が次に該当することとなった場合</u> <u>一部解約の実行の請求の受け付けを中止したときまたは既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消したとき</u></p> <p>④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得の申込みの受付</p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第 13 条 <u>委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、この場合においては、第 42 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益権について、第 42 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずるものとします。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ 前各項の規定に関わらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者または委託者の指定する販売会社は、当該取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。ただし、別に定める契約または第 42 条第 2 項および第 3 項の規定に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。</p> <p>1. 委託者が、当該先物取引にかかる取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに定める外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)の当日の午後立会(半休日においては、午前立会とします。以下、本項において同じ。)が行なわれなかったこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき</p> <p>2. (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>④ 前各項の規定にかかわらず、委託者または委託者の指定する販売会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断によ</p>

けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取消することができます。ただし、別に定める契約または第 42 条第 2 項の規定に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

⑤ 第 2 項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の規定に関わらず、別に定める各信託の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑦ 前 2 項の手数料の額（その減免を含む）は、委託者または委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定めます。

⑧ 前 3 項の規定に関わらず、別に定める契約または第 42 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 36 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑨ 第 2 項の取得申込者は、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 5 項ならびに第 8 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

り、受益権の取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取消することができます。ただし、別に定める契約または第 42 条第 2 項および第 3 項の規定に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

⑤ 第 1 項および第 2 項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

(新設)

⑥ 前項の手数料の額（その減免を含む）は、委託者または委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定めます。

⑦ 前 2 項の規定に関わらず、別に定める契約または第 42 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 36 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 第 1 項および第 2 項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第 42 条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 5 項ならびに第 7 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

<p>(信託事務の諸費用および監査報酬) 第 38 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、<u>受託者の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額</u> (以下「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。</p> <p>② (略)</p>	<p>(信託事務の諸費用および監査報酬) 第 38 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および<u>受託者の立替えた立替金の利息</u> (以下「諸経費」といいます。) は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。</p> <p>② (略)</p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 42 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>④</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 前各項 (第 2 項を除きます。) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。</p> <p>⑧ (略)</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 42 条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金 (受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。) をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとしします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。</u></p> <p>④ <u>委託者は、第 3 項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第 45 条第 2 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 3 項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ <u>前各項 (第 2 項および第 3 項を除きます。) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行ないます。</u></p> <p>⑧ (略)</p>

<p>(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)</p> <p>第 43 条</p> <p>(削除)</p>	<p>(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)</p> <p>第 43 条 <u>委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。</u></p>
<p>(投資信託契約の一部解約)</p> <p>第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>⑤ 前各項の規定に関わらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会が行なわれないときもしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>3. <u>別に定める各信託が次に該当することとなった場合</u> <u>受益権の取得申込の受付けを中止したときまたは既に受付けた取得申込の受付けを取消したとき</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>(投資信託契約の一部解約)</p> <p>第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に<u>委託者または委託者の</u>指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。</p> <p>1. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会 <u>(半休日においては午前立会とします。以下、本項において同じ。)</u>が行われないときもしくは停止されたとき</p> <p>2. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき</p> <p>(新設)</p> <p>(以下、略)</p>
<p>1. 別に定める投資信託</p> <p>約款第 13 条第 3 項ならびに第 6 項、約款第 45 条第 5 項の「別に定める投資信託」とは、次のものをいいます。</p> <p>追加型証券投資信託 楽天日本株トリプル・ベア</p> <p>追加型証券投資信託 楽天ブルベア・マネープール</p>	<p>(新設)</p>
<p>付則</p> <p>第 1 条 約款第 13 条第 3 項第 3 号ならびに約款第 45 条第 5 項第 3 号に定める規定は、平成 22 年 7 月 1 日より施行する。</p>	<p>(新設)</p>

楽天日本株トリプル・ブル

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

投資信託説明書（請求目論見書）（訂正事項分）

2010年6月

- この投資信託説明書（請求目論見書）により行なう『楽天日本株トリプル・ブル』の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により平成21年5月27日に有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成21年6月12日に生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成21年10月1日、同年11月5日、平成22年3月18日および同年6月30日に関東財務局長に提出しております。
- この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

- 『楽天日本株トリプル・ブル』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 『楽天日本株トリプル・ブル』は、わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価格が下落し、損失を被ることがあります。
従って、基準価額は変動しますし、購入時の価格を下回ることもあります。
- 『楽天日本株トリプル・ブル』に投資することに伴う上記のようなリスクはお客様のご負担となります。もちろん、『楽天日本株トリプル・ブル』への投資による損益も、すべてお客様に帰属します。

I. 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

『楽天日本株トリプル・ブル』投資信託説明書（請求目論見書）2009年6月（以下、「原請求目論見書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正箇所および訂正事項

下線部_____は訂正部分を示します。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（前略）

ロ. 当初申込期間の取得申込の受付けは、販売会社の営業時間内とします。

継続申込期間の取得申込の受付けは、原則として営業日の午後2時45分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

ハ. 平成22年7月1日より、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」との間において、スイッチングと同様のお取扱いが可能です。

スイッチングと同様のお取扱いとは、「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後2時45分までに、当ファンドの取得申込を行なう場合をいいます。

スイッチングと同様のお取扱いにより各ファンドを買い付ける場合は、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で取得することができます。スイッチングと同様のお取扱いについて、「分配金受取コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへ、「分配金再投資コース」の場合はスイッチングと同様のお取扱いができる対象ファンドの同コースへのスイッチングとなります。

スイッチングと同様のお取扱いの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

ニ. 当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託会社または販売会社は、当該取得の申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。

1. 委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行なわれないこと、もしくは停止されたことによりその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
3. 「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」が次に該当することとなった場合

一部解約の実行の請求の受付けを中止したときまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消したとき

ホ. 取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、当ファンドの取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。

へ. 上記ニ. またはホ. により取得の申込みの受付けが中止された場合でも、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

注) 上記ニ. の 3. については、平成 22 年 7 月 1 日から適用されます。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

イ. 受益者は、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、受付けは原則として営業日の午後 2 時 45 分以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(中略)

へ. 当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、下記に該当する場合は、委託会社は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求受付けを取消することができます。

1. 当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行なわれないうちもしくは停止されたとき
2. 当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
3. 「楽天日本株トリプル・ベア」または「楽天ブルベア・マネープール」が次に該当することとなった場合

受益権の取得申込の受付けを中止したときまたは既に受付けた取得申込の受付けを中止したとき

注) 上記ニ. の 3. については、平成 22 年 7 月 1 日から適用されます。

(後略)

楽天日本株トリプル・ブル

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

投資信託説明書（交付目論見書）（訂正事項分）

2010年3月

- この投資信託説明書（交付目論見書）により行う『楽天日本株トリプル・ブル』の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により平成21年5月27日に有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成21年6月12日に生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成21年10月1日、同年11月5日および平成22年3月18日に関東財務局長に提出しております。
- この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
- 委託会社は、この投資信託説明書（交付目論見書）のほかに、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づきファンドの詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）を作成しております。
投資信託説明書（請求目論見書）は投資家からのご請求に応じ、販売会社を通じてお渡しいたします。なお、投資信託目論見書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。

- 『楽天日本株トリプル・ブル』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 『楽天日本株トリプル・ブル』は、わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価格が下落し、損失を被ることがあります。
従って、基準価額は変動しますし、購入時の価格を下回ることもあります。
- 『楽天日本株トリプル・ブル』に投資することに伴う上記のようなリスクはお客様のご負担となります。もちろん、『楽天日本株トリプル・ブル』への投資による損益も、すべてお客様に帰属します。

楽天投信投資顧問株式会社

I. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

『楽天日本株トリプル・ブル』投資信託説明書（交付目論見書）2009年6月（以下、「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項および2010年3月18日に半期報告書を提出したことに伴う訂正事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正箇所および訂正事項

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの仕組み】

(前略)

③委託会社の概況

(中略)

ハ 大株主の状況（平成22年1月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	10,000 株	100 %

5【運用状況】

原交付目論見書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

(1)【投資状況】

(平成22年1月29日現在)

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	99,980,000	18.31
内 日本	99,980,000	18.31
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	446,002,659	81.69
純資産総額	545,982,659	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（買建）	1,820,672,000	333.47
内 日本	1,820,672,000	333.47

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成 22 年 1 月 29 日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	76 国庫短期証券 日本	国債証券 —	100,000,000	99.96 99,966,700	99.98 99,980,000	— 2010/3/29	18.31%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

種類別投資比率 (平成 22 年 1 月 29 日現在)

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	18.31%
合計	18.31%

株式業種別投資比率 (平成 22 年 1 月 29 日現在)

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

(平成 22 年 1 月 29 日現在)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	NK225 先物 22 年 03 月限	買建	176	1,819,837,840	1,788,160,000	327.51%
		225 ミニ 先物 22 年 03 月限	買建	32	33,227,800	32,512,000	5.95%

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

(注 2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日にもっとも近い最終相場や気配等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成 22 年 1 月 29 日現在及び同日前 1 年以内における各月末営業日（設定来）の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1 口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成 21 年 6 月 19 日）	33,682,929	—	1.0000	—
平成 21 年 6 月末日	83,272,375	—	1.0410	—
7 月末日	172,961,286	—	1.1693	—
8 月末日	347,098,332	—	1.1818	—
9 月末日	371,136,808	—	1.0693	—
10 月末日	491,569,203	—	1.0287	—
11 月末日	570,030,268	—	0.8273	—
12 月末日	490,637,534	—	1.1790	—
平成 22 年 1 月末日	545,982,659	—	1.0489	—

② 【分配の推移】

	1 口当たり分配金(円)
平成 21 年 6 月 19 日～ 平成 21 年 12 月 18 日	—

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
平成 21 年 6 月 19 日～ 平成 21 年 12 月 18 日	5.4

(注) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第 2 位を四捨五入しています。

第2【財務ハイライト情報】

原交付目論見書の「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」につきまして、以下のとおり情報を更新します。

<更新>

下記の間接貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書ならびに中間注記表は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 中間財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。

なお、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 中間財務諸表」については、太陽 ASG 有限責任監査法人による中間監査を受けており、当該中間監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報（投資信託説明書（請求目論見書）に記載されています。）第4 ファンドの経理状況」に記載されている「中間財務諸表」に添付されています。

楽天日本株トリプル・ブル 中間財務諸表

1【中間貸借対照表】

区 分	当中間計算期間末
	平成21年12月18日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	494,308,700
国債証券	99,968,700
派生商品評価勘定	21,864,165
未収入金	570,660
差入委託証拠金	90,031,500
流動資産合計	706,743,725
資産合計	706,743,725
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	195,560
前受金	23,920,000
未払金	99,966,700
未払解約金	52,809,472
未払受託者報酬	52,726
未払委託者報酬	1,583,229
その他未払費用	727,373
流動負債合計	179,255,060
負債合計	179,255,060
純資産の部	
元本等	
元本	500,591,242
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金(△)	26,897,423
元本等合計	527,488,665
純資産合計	527,488,665
負債純資産合計	706,743,725

2【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	当中間計算期間
	自 平成 21 年 6 月 19 日 至 平成 21 年 12 月 18 日 金 額 (円)
営業収益	
受取利息	76,870
有価証券売買等損益	2,000
派生商品取引等損益	56,170,445
営業収益合計	56,249,315
営業費用	
受託者報酬	52,726
委託者報酬	1,583,229
その他費用	727,373
営業費用合計	2,363,328
営業利益又は営業損失 (△)	53,885,987
経常利益又は経常損失 (△)	53,885,987
中間純利益又は中間純損失 (△)	53,885,987
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	15,101,533
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,449,613
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,449,613
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,336,644
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,336,644
分配金	—
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	26,897,423

3【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間
	自 平成 21 年 6 月 19 日 至 平成 21 年 12 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

楽天日本株トリプル・ブル

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

投資信託説明書（請求目論見書）（訂正事項分）

2010年3月

- この投資信託説明書（請求目論見書）により行う『楽天日本株トリプル・ブル』の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により平成21年5月27日に有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届け出の効力は平成21年6月12日に生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成21年10月1日、同年11月5日および平成22年3月18日に関東財務局長に提出しております。
- この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

- 『楽天日本株トリプル・ブル』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 『楽天日本株トリプル・ブル』は、わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価格が下落し、損失を被ることがあります。
従って、基準価額は変動しますし、購入時の価格を下回ることもあります。
- 『楽天日本株トリプル・ブル』に投資することに伴う上記のようなリスクはお客様のご負担となります。もちろん、『楽天日本株トリプル・ブル』への投資による損益も、すべてお客様に帰属します。

I. 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

『楽天日本株トリプル・ブル』投資信託説明書（請求目論見書）2009年6月（以下、「原請求目論見書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項および2010年3月18日に半期報告書を提出したことに伴う訂正事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正箇所および訂正事項

下線部_____は訂正部分を示します。

第1【ファンドの沿革】

平成21年6月19日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

第4【ファンドの経理状況】

原請求目論見書の「第4 ファンドの経理状況」の情報を更新します。

<更新>

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「中間財務諸表」を記載したものです。

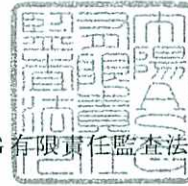
- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成21年6月19日から平成21年12月18日まで）の中間財務諸表について、太陽ASG有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 22 年 2 月 26 日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中



太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

和田 芳 幸 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

齋藤 哲 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天日本株トリプル・ブルの平成 21 年 6 月 19 日から平成 21 年 12 月 18 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天日本株トリプル・ブルの平成 21 年 12 月 18 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 21 年 6 月 19 日から平成 21 年 12 月 18 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 中間財務諸表

楽天日本株トリプル・ブル 中間財務諸表

(1) 【中間貸借対照表】

区 分	当中間計算期間末 平成 21 年 12 月 18 日現在 金 額 (円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	494,308,700
国債証券	99,968,700
派生商品評価勘定	21,864,165
未収入金	570,660
差入委託証拠金	90,031,500
流動資産合計	706,743,725
資産合計	706,743,725
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	195,560
前受金	23,920,000
未払金	99,966,700
未払解約金	52,809,472
未払受託者報酬	52,726
未払委託者報酬	1,583,229
その他未払費用	727,373
流動負債合計	179,255,060
負債合計	179,255,060
純資産の部	
元本等	
元本	500,591,242
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	26,897,423
元本等合計	527,488,665
純資産合計	527,488,665
負債純資産合計	706,743,725

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

区 分	当中間計算期間	
	自 平成21年6月19日	至 平成21年12月18日
	金額(円)	
営業収益		
受取利息		76,870
有価証券売買等損益		2,000
派生商品取引等損益		56,170,445
営業収益合計		56,249,315
営業費用		
受託者報酬		52,726
委託者報酬		1,583,229
その他費用		727,373
営業費用合計		2,363,328
営業利益又は営業損失(△)		53,885,987
経常利益又は経常損失(△)		53,885,987
中間純利益又は中間純損失(△)		53,885,987
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)		15,101,533
期首剰余金又は期首欠損金(△)		—
剰余金増加額又は欠損金減少額		17,449,613
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		17,449,613
剰余金減少額又は欠損金増加額		29,336,644
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		29,336,644
分配金		—
中間剰余金又は中間欠損金(△)		26,897,423

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間
	自 平成 21 年 6 月 19 日 至 平成 21 年 12 月 18 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末
	平成 21 年 12 月 18 日現在
1. 期首元本額	33,682,929 円
期中追加設定元本額	1,621,202,773 円
期中一部解約元本額	1,154,294,460 円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	500,591,242 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

種類	当中間計算期間末 平成 21 年 12 月 18 日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1 年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 先物取引 買 建	1,502,237,000	—	1,524,042,000	21,805,000
合計	1,502,237,000	—	1,524,042,000	21,805,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 平成 21 年 12 月 18 日現在
1 口当たり純資産額	1.0537 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,537 円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成 22 年 1 月 29 日現在)

I 資産総額	628,282,608 円
II 負債総額	82,299,949 円
III 純資産総額 (I - II)	545,982,659 円
IV 発行済数量	520,518,684 口
V 1 単位当たり純資産額 (III / IV)	1.0489 円

第 5【設定及び解約の実績】

原請求目論見書の「第 5 設定及び解約の実績」の情報を更新します。

	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み口数 (口)
第 1 期中間計算期間	1,654,885,702	1,154,294,460	500,591,242

(注) 当初申込期間中の設定数量は 33,682,929 口です。

楽天日本株トリプル・ブル

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

投資信託説明書（交付目論見書）（訂正事項分）

2009年11月

- ・この投資信託説明書（交付目論見書）により行なう『楽天日本株トリプル・ブル』の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により平成21年5月27日に有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成21年6月12日に生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成21年10月1日および11月5日に関東財務局長に提出しております。
- ・この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行なう目論見書です。
- ・委託会社は、この投資信託説明書（交付目論見書）のほかに、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づきファンドの詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）を作成しております。
投資信託説明書（請求目論見書）は投資家からのご請求に応じ、販売会社を通じてお渡しいたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。

- ・『楽天日本株トリプル・ブル』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・『楽天日本株トリプル・ブル』は、わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価格が下落し、損失を被ることがあります。
従って、基準価額は変動しますし、購入時の価格を下回ることもあります。
- ・『楽天日本株トリプル・ブル』に投資することに伴う上記のようなリスクはお客様のご負担となります。もちろん、『楽天日本株トリプル・ブル』への投資による損益も、すべてお客様に帰属します。

楽天投信投資顧問株式会社

I. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

『楽天日本株トリプル・ブル』投資信託説明書（交付目論見書）2009年6月（以下、「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正箇所および訂正事項

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

⑤その他

7) 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 <http://www.rakuten-toushin.co.jp>

なお、電子広告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

(約款)

追加型証券投資信託 楽天日本株トリプル・ブル 約款 第56条

約款の新旧対照表

新	旧
(公告) 第56条 <u>委託者が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。</u> <u>http://www.rakuten-toushin.co.jp</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、電子広告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。</u>	(公告) 第56条 <u>委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。</u>

楽天日本株トリプル・ブル

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

投資信託説明書（請求目論見書）（訂正事項分）

2009年11月

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行なう『楽天日本株トリプル・ブル』の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により平成21年5月27日に有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成21年6月12日に生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成21年10月1日および11月5日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

- ・『楽天日本株トリプル・ブル』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・『楽天日本株トリプル・ブル』は、わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価格が下落し、損失を被ることがあります。
従って、基準価額は変動しますし、購入時の価格を下回ることもあります。
- ・『楽天日本株トリプル・ブル』に投資することに伴う上記のようなリスクはお客様のご負担となります。もちろん、『楽天日本株トリプル・ブル』への投資による損益も、すべてお客様に帰属します。

I. 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

『楽天日本株トリプル・ブル』投資信託説明書（請求目論見書）2009年6月（以下、「原請求目論見書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正箇所および訂正事項

下線部_____は訂正部分を示します。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(5)【その他】

7) 公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。 <http://www.rakuten-toushin.co.jp>

なお、電子広告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。

楽天日本株トリプル・ブル

追加型投信／国内／株式／特殊型（ブル・ベア型）

投資信託説明書（交付目論見書）（訂正事項分）

2009年10月

- ・この投資信託説明書（交付目論見書）により行なう『楽天日本株トリプル・ブル』の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により平成21年5月27日に有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成21年6月12日に生じております。また、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成21年10月1日に関東財務局長に提出しております。
- ・この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行なう目論見書です。
- ・委託会社は、この投資信託説明書（交付目論見書）のほかに、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づきファンドの詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）を作成しております。
投資信託説明書（請求目論見書）は投資家からのご請求に応じ、販売会社を通じてお渡しいたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。

- ・『楽天日本株トリプル・ブル』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・『楽天日本株トリプル・ブル』は、わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価格が下落し、損失を被ることがあります。
従って、基準価額は変動しますし、購入時の価格を下回ることもあります。
- ・『楽天日本株トリプル・ブル』に投資することに伴う上記のようなリスクはお客様のご負担となります。もちろん、『楽天日本株トリプル・ブル』への投資による損益も、すべてお客様に帰属します。

楽天投信投資顧問株式会社

I. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

『楽天日本株トリプル・ブル』投資信託説明書（交付目論見書）2009年6月（以下、「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正箇所および訂正事項

下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(2)【ファンドの仕組み】

(前略)

③委託会社の概況

(中略)

ハ. 大株主の状況（平成21年10月1日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天株式会社	東京都品川区東品川四丁目12番3号	10,000株	100%

楽天日本株トリプル・ブル

追加型投信／国内／株式／特殊型(ブル・ベア型)

投資信託説明書 (目論見書)

2009年6月

楽天投信投資顧問株式会社

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

この投資信託説明書（目論見書）の前半部分は、『楽天日本株トリプル・ブル』の投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は投資信託説明書（請求目論見書）から構成されています。

楽天日本株トリプル・ブル

追加型投信／国内／株式／特殊型(ブル・ベア型)

投資信託説明書 (交付目論見書)

2009年6月

楽天投信投資顧問株式会社

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ・『**楽天日本株トリプル・ブル**』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・『**楽天日本株トリプル・ブル**』は、わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価格が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、**基準価額は変動しますし、購入時の価格を下回ることもあります。**
- ・『**楽天日本株トリプル・ブル**』に投資することに伴う上記のようなリスクはお客様のご負担となります。もちろん、『**楽天日本株トリプル・ブル**』への投資による**損益も、全てお客様に帰属**します。

- ・この投資信託説明書（交付目論見書）により行なう『**楽天日本株トリプル・ブル**』の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により平成21年5月27日に有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成21年6月12日に生じております。
- ・この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行なう目論見書です。
- ・委託会社は、この投資信託説明書（交付目論見書）のほかに、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づきファンドの詳細情報を記載した投資信託説明書（請求目論見書）を作成しております。投資信託説明書（請求目論見書）は投資家からのご請求に応じ、販売会社を通じてお渡しいたします。なお、投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。

<楽天日本株トリプル・ブルをお申込みされるご投資家の皆様へ>

以下の事項は、『楽天日本株トリプル・ブル』（以下「当ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記事項（次のページに続きます。）および投資信託説明書（交付目論見書）をお読みいただき、内容を十分ご理解のうえ、ご投資家の皆様ご自身のご判断で、お申込みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。したがって、ご投資家の皆様の投資元本が保証されているものではありません。基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドへの投資によるリスクや損益は、全てご投資家の皆様に帰属します。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」や「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「目標とする投資成果が達成できないリスク」、「投資方針にしたがった運用ができないリスク」などがあります。

*詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）【投資リスク】をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

◆申込手数料

取得申込受付日の基準価額に 3.15%（税抜 3.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める率を乗じて得た額とします。

*詳しくは、販売会社もしくはお申込み手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

◆信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

◆信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 0.9765% (税抜 年 0.93%) の率を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・ 有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息等
- ・ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用
- ・ 有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書の作成・印刷費用ならびに当該費用にかかる消費税相当額等

上記費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

* その他費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、あらかじめ、金額もしくは上限額または計算方法等を表示することができません。また、費用の合計額は、保有期間や運用状況等に応じて異なります。

* 詳しくは投資信託説明書 (交付目論見書) 【手数料等及び税金】をご覧ください。

■クーリング・オフ制度の適用について

当ファンドのお取引に関して、「書面による契約の解除」(クーリング・オフ)の適用はありません。

■当社の概要

- | | |
|------------|--|
| ・ 商号等 | 楽天投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 1724 号 |
| ・ 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長 大島 和隆 |
| ・ 本店所在地 | 〒 140-0002
東京都品川区東品川 4 丁目 12 番 3 号
品川シーサイド楽天タワー23F |
| ・ 加入協会 | 社団法人 投資信託協会
社団法人 日本証券投資顧問業協会 |
| ・ 資本金 | 150 百万円 (平成 21 年 4 月 30 日現在) |
| ・ 設立年月日 | 平成 18 年 12 月 28 日 |

ファンドの概要

当概要は投資信託説明書(交付目論見書)の証券情報、ファンド情報等を要約したものです。
詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの名称	楽天日本株トリプル・ブル(注1)
商品分類	追加型投信/国内/株式/特殊型(ブル・ベア型)(注2)
ファンドの目的	わが国の株価指数を対象とした先物取引(以下「株価指数先物取引」といいます。)を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度となることを目指して運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。 なお、わが国の株式を組入れる場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ※上記以外の投資制限につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)の「2 投資方針」をご覧ください。
投資リスク	当ファンドは、公社債や株式等値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。このため、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどのリスクがあります。 ※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「3 投資リスク」をご覧ください。
信託期間	平成21年6月19日から平成24年6月15日まで ただし一定の条件により、信託期間を延長または繰上償還する場合があります。
信託設定日	平成21年6月19日
決算日	原則として、毎年6月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)(注3)
収益分配	毎決算時に、原則として「収益分配方針」に基づいて分配を行ないます。 ※ただし、必ず分配を行なうものではありません。
お申込期間	① 当初申込期間 平成21年6月12日から平成21年6月18日まで ② 継続申込期間 平成21年6月19日から平成22年9月15日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
お申込受付	原則いつでもお申込みいただけます。
お申込時間	原則として、午後2時45分(半日営業日の場合は午前10時45分)までとします。 これらの受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
お申込単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
お申込価額	① 当初申込期間 1口当たり1円 ② 継続申込期間 取得申込受付日の基準価額
お申込手数料	販売会社がそれぞれ定める料率とします。ただし、3.15%(税抜 3.00%)を上限とします。(注4)

ファンドの概要

ご換金受付	原則いつでもご換金のお申込みができます。
ご換金時間	原則として、午後 2 時 45 分(半日営業日の場合は午前 10 時 45 分)までとします。 これらの受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
ご換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
ご換金価額	解約請求受付日の基準価額
ご換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	ファンドの純資産総額に年 0.9765% (税抜 年 0.93%) の率を乗じて得た額とします。 (注 4)
その他の費用	有価証券売買時の売買委託手数料等、信託事務の諸費用、監査に要する費用等、およびこれらにかかる税金がファンドから支弁されます。

注 1: 以下「ファンド」といいます。

注 2: 2009 年 1 月 1 日以降、社団法人投資信託協会の定める商品の分類方法が変更されております。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)本文の該当ページをご覧ください。

注 3: ただし、最終決算日は信託の終了日となります。

注 4: 税法が改正された場合には、上記数値が変更になることがあります。

《委託会社のお問合せ先》

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口 : 電話番号 03-6717-1655

受付時間 : 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

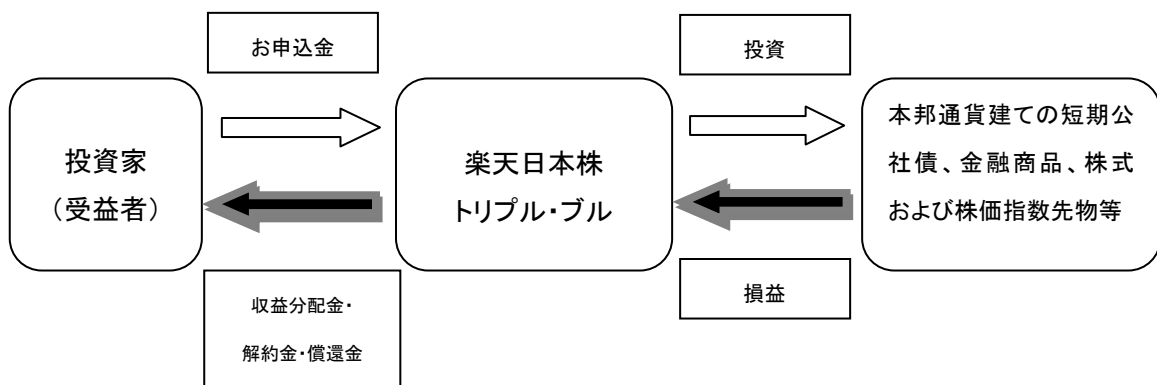
(半日営業日は午前 9 時から正午まで)

ホームページアドレス : <http://www.rakuten-toushin.co.jp>

ファンドの特色

主として株価指数先物取引を利用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度となることを目指して運用を行ないます。

- わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。
なお、わが国の株式を組入れる場合があります。
- 株価指数先物取引の買建額と株式の組入額を合計した額が、原則として投資信託財産の純資産総額の3倍程度となるように調整を行ないます。ただし、追加設定、解約などによる純資産総額の大幅な増減の影響等のため上記のような運用が困難と判断した場合、3倍程度とは異なる一時的な調整を行なうことがあります。
- 利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
- 追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。
- 当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。



ファンドのリスク

当ファンドは、公社債や株式等値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

株価変動リスク	株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少することがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいい、これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。特に、流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
目標とする投資成果が達成できないリスク	<p>株価指数先物取引を活用するため、以下の要因などにより目標とする投資成果が達成できない場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 株価指数先物取引と株式市場全体の値動きが一致しない場合 ② 運用資金増減に対応するために行なった株価指数先物取引の約定価格と終値に差が生じた場合 ③ 株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合 ④ 先物の限月交代に対応する場合のロールオーバー・コストの発生 ⑤ キャリー・コストの影響
投資方針にしたがった運用ができないリスク	<p>以下のような状況が発生した場合、「投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。その結果、目標とする投資成果が達成できないことが想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 先物市場において取引規制が行なわれた場合 ② 運用資金(ファンドの純資産総額)が少額の場合 ③ 委託証拠金の水準が一定以上に引き上げられた場合 ④ 株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、当ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※当ファンドが投資対象とする投資信託証券が有する主なリスクは上記の通りですが、当ファンドに係る全てのリスクを網羅しておりませんのでご注意ください。

詳細は「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」をご覧ください。

ご投資の手引

お申込みについて

お 申 込 受 付	原則いつでもお申込みいただけます。
お 申 込 時 間	原則として、午後 2 時 45 分(半日営業日の場合は午前 10 時 45 分)までとします。これらの受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
お 申 込 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
お 申 込 価 額	① 当初申込期間 1 口当たり 1 円 ② 継続申込期間 取得申込受付日の基準価額
お 申 込 手 数 料	販売会社がそれぞれ定める料率とします。ただし、3.15%(税抜 3.00%)を上限*とします。

* 税法が改正された場合には、上記数値が変更になることがあります。

収益分配について

分 配 時 期	原則として、毎決算時*(毎年 6 月 15 日の年 1 回。ただし、休業日にあたる場合は翌営業日。)に、「収益分配方針」に基づいて分配を行ないます。 ※ただし、必ず分配を行なうものではありません。
分 配 金 の 支 払 い	原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

* ただし、最終決算日は信託の終了日となります。

ご換金について

ご 換 金 受 付	原則いつでもご換金のお申込みができます。
ご 換 金 時 間	原則として、午後 2 時 45 分(半日営業日の場合は午前 10 時 45 分)までとします。これらの受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
ご 換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
ご 換 金 価 額	解約請求受付日の基準価額
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
支 払 開 始 日	原則として解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。

運用状況について

運 用 報 告 書	毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、かつ、これを販売会社を通じて受益者に交付します。
-----------	--

費用と税金

お申込みから解約・償還までの間にご負担いただく費用・税金は次の通りとなります。

■直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
お申込時	お申込手数料	3.15%(税込)以内	消費税等相当額

時期	項目	費用	税金
収益分配時	所得税および地方税	—	収益分配金 × 10% [※]
ご換金時 (解約請求時)	所得税および地方税	—	換金時の差益(譲渡益)に対して 10% [※]
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益(譲渡益)に対して 10% [※]

※個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは、「第二部 第14 手数料等及び税金 (5)【課税上の取扱い】」をご覧ください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

■信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金			
		委託会社	販売会社	受託会社	合計
毎日	信託報酬	純資産総額に 対して 年率 0.6300% (税抜 0.6000%)	純資産総額に 対して 年率 0.3150% (税抜 0.3000%)	純資産総額に 対して 年率 0.0315% (税抜 0.0300%)	純資産総額に 対して 年率 0.9765% (税抜 0.9300%)

・その他の手数料等

投資信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料等、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産に係る監査報酬費用、およびこれらに係る税金等は、投資信託財産の中から支弁します。

詳細は「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	9
3 投資リスク	18
4 手数料等及び税金	22
5 運用状況	25
6 手続等の概要	26
7 管理及び運営の概要	28
第2 財務ハイライト情報	33
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	33
第4 請求目論見書の項目	35

投資信託約款
用語解説

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

楽天日本株トリプル・ブル（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円（1万口当たり元本金額1万円）です。格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当ファンドの委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

- ①当初申込期間 100億円を上限とします。
- ②継続申込期間 1,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

- ①当初申込期間 1口当たり1円です。
- ②継続申込期間

取得申込受付日の基準価額[※]です。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。基準価額は販売会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「3ブル」として掲載されます。

詳しくは、下記（8）の照会先までお問い合わせください。

※基準価額とは信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.15%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記（８）の照会先までお問い合わせください。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」※¹または「償還前乗換え」※²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます場合があります。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等が販売会社毎に異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※¹ 「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※² 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

（６）【申込単位】

お申込単位は、販売会社より異なります。販売会社にお問い合わせください。

販売会社については、上記（８）の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

①当初申込期間 平成 21 年 6 月 12 日から平成 21 年 6 月 18 日まで。

②継続申込期間 平成 21 年 6 月 19 日から平成 22 年 9 月 15 日まで。

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行ないます。

なお、販売会社については、下記照会先にお問い合わせください。

《委託会社のお問合せ先》

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1655

受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

（半日営業日は午前 9 時から正午まで）

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

(9) 【払込期日】

①当初申込期間

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める所定の日までにお支払いください。

当初申込における発行価額の総額は、設定日（平成 21 年 6 月 19 日）に委託会社の指定する口座を経由して、当ファンドの受託者である住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

②継続申込期間

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める所定の日までにお支払いください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

なお、販売会社については、上記（8）の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

①お申込代金の利息

お申込み代金には利息を付けません。

②日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③クーリングオフ制度（金融商品取引法第 37 条の 6）の適用

ありません。

④振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。当ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考) 投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（以下「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

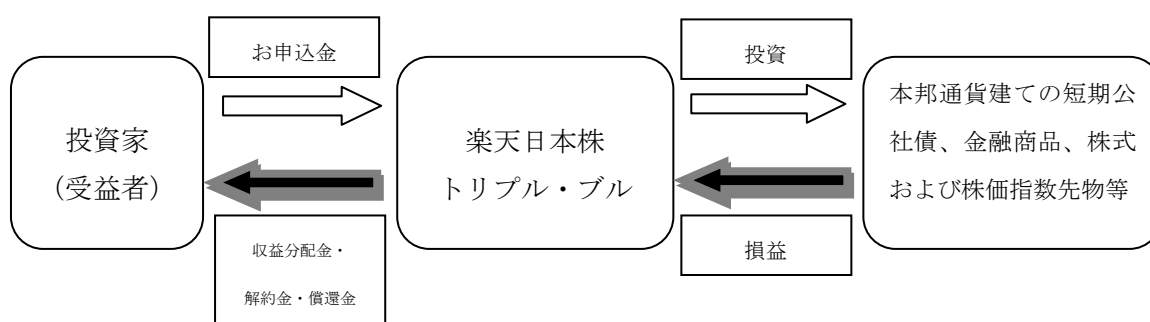
1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度となることを目指して運用を行ないます。

当ファンドは、投資対象である本邦通貨建の短期公社債ならびに金融商品および株式等へ直接投資を行ないます。また、株価指数先物取引を積極的に活用します。その投資成果は収益分配金、一部解約金、償還金として、受益者に支払われます。



②信託金限度額

受益権の信託金限度額は、1,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「追加型投信／国内／株式／特殊型」に分類されます。ファンドの商品分類は、以下の通りです。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型 (ブル・ベア型)

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株 式	年 1 回	グ ローバル	
一 般		日 本	ブル・ベア型
大 型 株	年 2 回	北 米	
中 小 型 株		欧 州	
債 券	年 4 回	ア ジ ア	条 件 付 運 用 型
一 般		オ セ ア ニ ア	
公 債	年6回(隔月)	中 南 米	ロ ン グ ・ シ ョ ー ト 型
社 債		ア フ リ カ	／ 絶 対 収 益 追 求 型
そ の 他 債 券	年12回(毎月)	中 近 東 (中 東)	
ク レ ジ ッ ト 属 性		エ マ ー ジ ン グ	そ の 他
()	日 々		()
不 動 産 投 信			
そ の 他 資 産	そ の 他		
(株 価 指 数 先 物 取 引)	()		
資 産 複 合			
()			
資 産 配 分 固 定 型			
資 産 配 分 変 更 型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

イ. 当ファンドが該当する商品分類の定義

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後の追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型 (ブル・ベア型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

ロ. 当ファンドが該当する属性区分の定義

項目	該当する属性分類	内容
投資対象資産	その他資産 (株価指数先物取引)	目論見書または投資信託約款において、主として株価指数先物取引に投資する旨の記載があるものをいいます。なお、組み入れる資産そのものは株価指数先物取引ですが、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。

※ 商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

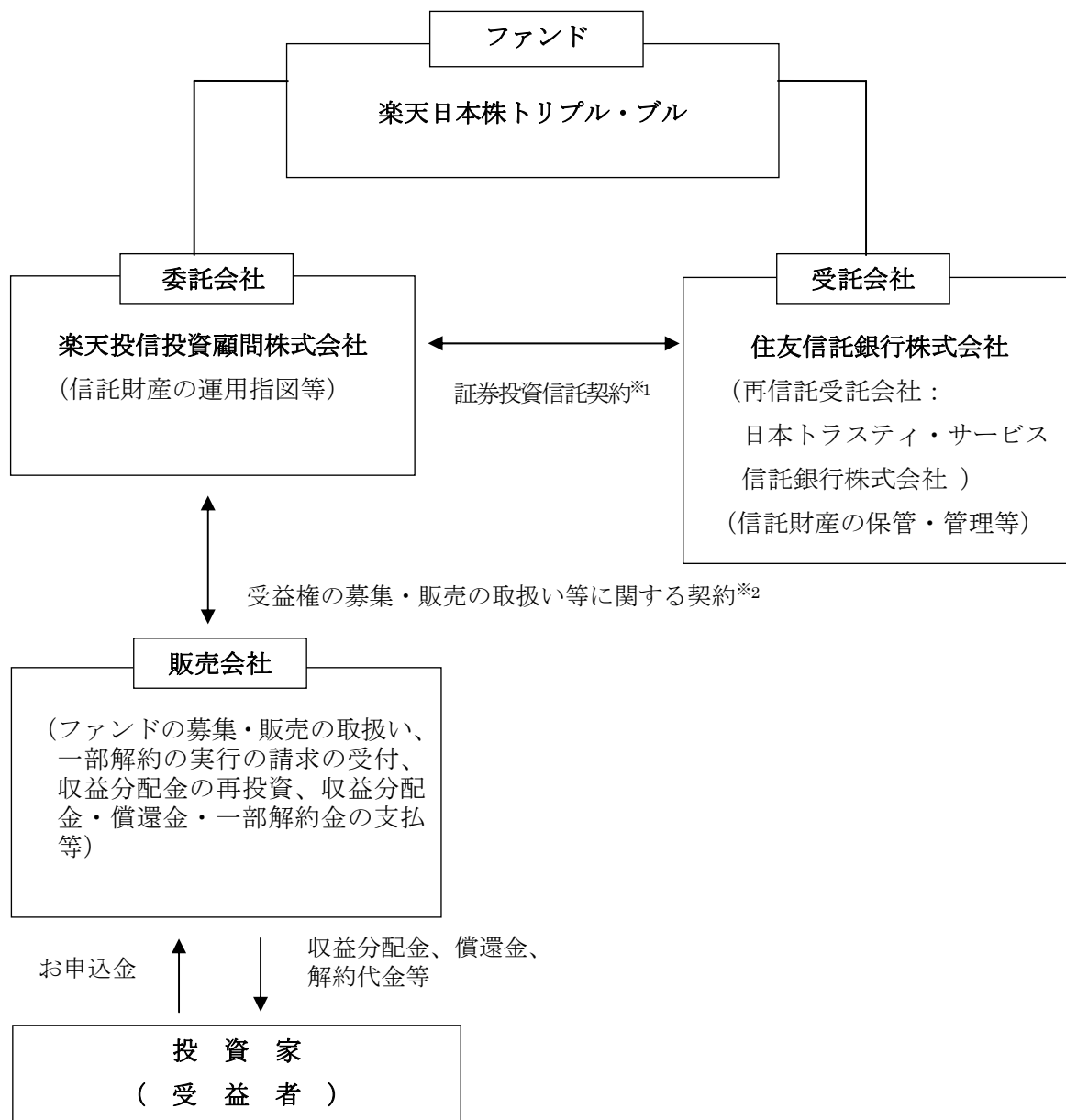
④ファンドの特色

主として株価指数先物取引を利用し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度となることを目指して運用を行ないます。

- わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。
なお、わが国の株式を組み入れる場合があります。
- 株価指数先物取引の買建額と株式の組入額を合計した額が、原則として投資信託財産の純資産総額の3倍程度となるように調整を行ないます。ただし、追加設定、解約などによる純資産総額の大幅な増減の影響等のため上記のような運用が困難と判断した場合、3倍程度とは異なる一時的な調整を行なうことがあります。
- 利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
- 追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている(純資産が倍増以上となる)場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。
- 当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(2) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み



※1 「証券投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

※2 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

②委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

イ. 委託会社：楽天投信投資顧問株式会社

ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

ロ. 受託会社：住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

※ 再信託受託会社は受託会社からファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理、信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

受託会社は、信託法第26条第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

ハ. 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する業務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付を行ないます。

③委託会社の概況

イ. 資本金の額（平成21年4月末日現在）

資本金 150百万円

ロ. 会社の沿革

平成18年12月28日： 「楽天投信株式会社」設立（資本金5,000万円）
平成19年9月10日： 増資2,500万円（資本金7,500万円）
平成20年1月31日： 金融商品取引業者登録 [関東財務局長（金商）第1724号]
平成20年7月10日： 増資7,500万円（資本金15,000万円）
平成21年4月1日： 株式会社ポーラスター投資顧問と合併し、
「楽天投信投資顧問株式会社」に社名変更

ハ. 大株主の状況（平成21年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
楽天証券ホールディングス株式会社	東京都品川区東品川4-12-3 品川シーサイド楽天タワー23F	10,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①基本方針

当ファンドは、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度となることを目指して運用を行ないます。

②運用の方法

イ. 主要投資対象

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

ロ. 投資態度

(a)わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

なお、わが国の株式を組入れる場合があります。

(b)株価指数先物取引の買建額と株式の組入額を合計した額が、原則として投資信託財産の純資産総額の3倍程度となるように調整を行ないます。ただし、追加設定、解約などによる純資産総額の大幅な増減の影響等のため上記のような運用が困難と判断した場合、3倍程度とは異なる一時的な調整を行なうことがあります。

(c)利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。

(d)追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。

(e)当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

③主な投資制限

イ. 株式への投資割合には制限を設けません。

ロ. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

ハ. 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ニ. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ホ. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ヘ. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株

予約権付社債」といいます。以下同じ。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ト. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

チ. 外貨建資産への投資は行ないません。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

イ. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。)
3. 金銭債権
4. 約束手形

ロ. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
2. 為替手形

②有価証券および金融商品の指図範囲等

イ. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券
(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券
(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券
（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券
（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券
（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ロ. 委託会社は、信託金を、上記イ. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託
（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ハ. 上記イ. の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記ロ. に掲げる

金融商品により運用することの指図ができます。

③先物

イ. 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

④スワップ

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

「運用会議」は、経済環境や市場動向等を調査・分析したうえで、運用方針を検討します。

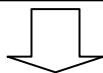
「投資政策委員会」は、代表取締役社長の管理・監督の下、「運用会議」で検討された運用方針を審議し、運用計画を決定します。

運用部門は「投資政策委員会」で決定された運用計画にしたがって運用を実行します。

なお、法令、投資信託約款および社内規程等の遵守状況につきましては、運用執行ラインから独立したコンプライアンス部がチェックを行ないます。

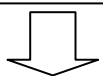
■運用会議 ...原則として毎週開催

- ・運用部による直近の運用状況報告と投資環境分析を基に、当面（向こう1週間）の具体的な運用方針を検討します。
- ・運用部、調査部、業務部、コンプライアンス部で構成します。



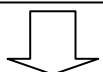
■投資政策委員会 ...原則として毎月開催

- ・直近1ヵ月間の運用結果の評価と当面の投資環境に関する分析を基に、翌月の運用計画を検討し決定します。
- ・代表取締役社長を議長とし担当役員、運用部長、調査部長、業務部長、コンプライアンス部長、主要運用担当者で構成します。



■運用部

- ・投資政策委員会の決定した月次の運用計画にしたがい、ファンド毎に定められた運用の基本方針および法令諸規則に則って運用を実行します。



■コンプライアンス委員会

- ・ファンドの運用成果の評価および運用に係るリスクの分析・管理を行ないます。また、ファンドの運用成果、リスクの状況および法令の遵守状況について、原則として月1回開催、取締役会に報告します。
- ・代表取締役社長、担当役員、運用部長、調査部長、業務部長、コンプライアンス部長で構成します。

*運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

*委託会社では、ファンドの適正な運用、受益者との利益相反となる取引の防止を目的として「内部者取引管理規程」「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用の基本方針」「運用管理規程」等を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めています。

(4) 【分配方針】

①ファンドの収益分配は、毎決算時（毎年6月15日の年1回。ただし、休業日にあたる場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

イ. 分配対象額の範囲

繰越分を含めた経費控除後の利息・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ. 分配対象額についての分配方針

委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
ただし、必ず分配を行なうものではありません。

ハ. 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった利益の運用については、特に制限を設けません。委託会社の判断に基づいて元本部分と同一の運用を行ないます。

②受益者の収益分配金は税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。

*収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

(5) 【投資制限】

①投資信託約款に定める投資制限

イ. 株式への投資割合

株式への投資割合には制限を設けません。

ロ. 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ. 投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ニ. 同一銘柄への投資割合

(a) 委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(b) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を

しません。

- (c) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ホ. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

ヘ. 投資する株式等の範囲

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- (b) 上記 (a) の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ト. 信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- (b) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

チ. 有価証券の貸付けの指図および範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- (b) 上記 (a) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

リ. 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (b) 上記 (a) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記 (b) の借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記 (a) の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支払われます。

ヌ. 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は投資信託財産中から支払われます。

ル. 利害関係人等との取引等

- (a) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者にお

ける他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- (b) 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- (c) 委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託会社、その取締役、執行役および委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託会社が運用の指図を行なう他の投資信託財産との間で、約款に掲げる資産への投資等ならびに約款に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託会社の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- (d) 上記 (a) (b) (c) の場合、委託会社および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

②法令に定める投資制限

- イ. 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行ない、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ロ. 委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

3【投資リスク】

①当ファンドの主なリスクおよび留意点

当ファンドは、公社債や株式等値動きのある証券に投資し、主として株価指数先物取引を積極的に活用します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家の皆様には、当ファンドが有するリスクについてご理解のうえ投資判断をしていただきますようお願いいたします。

イ. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株価指数先物取引の買建額と株式の組入額を合計した額が、原則として投資信託財産の純資産総額の3倍程度となるように調整を行ないますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は日々非常に大きく変動します。したがって、株式市場が下落した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく下落し、株式市場が上昇した場合にはその影響を受け当ファンドの基準価額が大きく上昇することになります。また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少することがあり、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ロ. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほか株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

ハ. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ニ. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドにおいて特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、

その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

ホ. 目標とする投資成果が達成できないリスク

株価指数先物取引を活用するため、主として以下の要因などにより目標とする投資成果が達成できない場合があります。また、これらの場合以外にも、目標とする投資成果が達成できない場合があります。

- ① 株価指数先物取引と株式市場全体の値動きが一致しない場合
- ② 運用資金増減に対応するために行なった株価指数先物取引の約定価格と終値に差が生じた場合
- ③ 株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合
- ④ 先物の限月交代に対応する場合のロールオーバー・コストの発生
株価指数先物取引のロールオーバー（短い限月の取引を決済し、より長い限月の取引へ乗換える）時に発生する売買手数料等のコスト負担や限月間の価格差（スプレッド）が基準価額に影響すると考えられます。
- ⑤ キャリー・コストの影響

また、通常のコストと同様、主として以下のような要因などによっても、運用目標が達成できない場合があります。

- ① 追加設定、解約などによる運用資金の大幅な増減の影響
- ② 売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等のコスト負担

ヘ. 投資方針にしたがった運用ができないリスク

主として以下のような状況が発生した場合、上記の「投資方針」にしたがった運用ができない場合があります、その結果、目標とする投資成果が達成できないことが想定されます。

また、これら以外にも、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

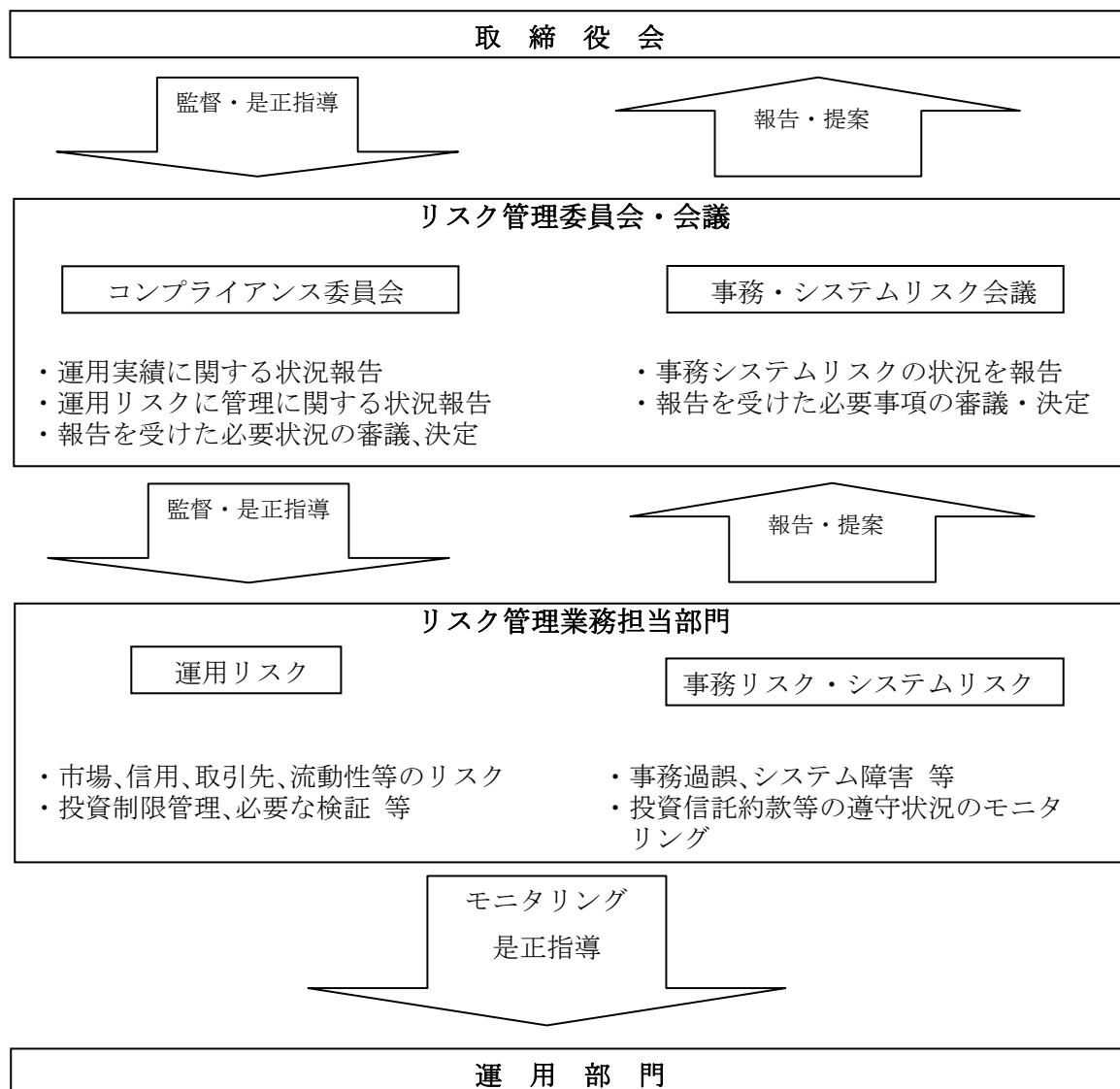
- ① 先物市場において取引規制が行なわれた場合
- ② 運用資金（ファンドの純資産総額）が少額の場合
- ③ 委託証拠金の水準が一定以上に引き上げられた場合
- ④ 株式市場の大幅な変動や急激な変動などにより先物取引が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

ト. その他の留意点

- (a) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (b) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (c) 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (d) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被り基準価額が下落する可能性があります。

②投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は以下の通りです。



*全社リスク管理

委託会社では運用部門とは独立した組織であるコンプライアンス部門を設置し、全社的なリスク管理のモニタリング、指導を図っています。法令諸規則等の遵守状況やリスク管理状況については、コンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス委員会や事務・システムリスク会議を通して経営陣に報告され、更に取締役会に対して全社的な報告をいたします。

各種リスク（運用リスク、事務システムリスク等）に関するモニタリングとその報告やリスクの軽減に繋がる施策等の構築に努めてまいります。

*パフォーマンス評価の分析とリスク管理

投資信託財産についての運用状況の評価・分析と運用プロセスおよびリスク管理状況のモニタリングを行ないます。運用パフォーマンスおよびリスクにかかわる評価と分析の結果をコンプライアンス委員会に報告し、問題点については運用部門に原因の究明と是正指導を行ないます。

***法令諸規則等の遵守状況のモニタリングとリスク管理**

法令諸規則や投資信託約款等の遵守状況のモニタリングを行ないます。その結果についてはコンプライアンス委員会に報告し、必要な場合は運用部門に是正指導を行なう等、適切な管理・監督を行ないます。

***上記体制は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。**

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額（当初申込期間は1口当たり1円）に、3.15%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳しくは販売会社または下記照会先にお問い合わせください。

《委託会社のお問合せ先》

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1655

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（半日営業日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」^{※1}または「償還前乗換え」^{※2}により、当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社または上記委託会社の照会先へお問い合わせください。

※1 「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

※2 「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ①換金・解約手数料はありません。
- ②信託財産留保額ははありません。
- ③換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.9765%（税抜年0.9300%）の率を乗じて得た額とし信託報酬に係る委託会社、受託会社および販売会社との間の配分は次の通りになります。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.6300%	0.3150%	0.0315%	0.9765%
（税抜 0.6000%）	（税抜 0.3000%）	（税抜 0.0300%）	（税抜 0.9300%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託の終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。

また信託報酬に係る消費税等および地方消費税に相当する額は、信託財産中から支弁します。

*税額は、平成21年4月末日現在のものであり、税法が改正された場合、その内容が変更されることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、投資信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産の中から支弁します。

②投資信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料）は受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

③投資信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等に係る消費税に相当する金額は、投資信託財産の中から支弁します。

④投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産の中から支弁します。

*その他の手数料については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用の合計額は、保有期間や運用の状況等に応じて異なります。

手数料等につきましては、下記照会先にお問い合わせください。

《委託会社のお問合せ先》

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1655

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（半日営業日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

(5) 【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

イ. 受益権の売却時（一部解約時および償還時）

売却価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得として課税されます。10%（所得税7%および地方税3%）の税率^{*}による、申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

ロ. 収益分配金の受取り時

収益分配金は配当所得として課税されます。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率^{*}で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行ない、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。

申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率^{*}となります。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記イ. と同様の取扱いとなります。

売却時および交換時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

イ. 受益権の売却時（一部解約時および償還時）

通常の株式の売却時と同様に、譲渡益について他の法人所得と合算して課税されます。

ロ. 収益分配金の受取り時

7%（所得税7%）の税率^{*}で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても上記イ. と同様の取扱いとなります。

※平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

当ファンドは、平成21年6月19日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

6 【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

イ. 取得申込者は、販売会社毎に定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）で購入することができます。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設の上、申込金額に手数料および当該手数料に係る消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

（手数料については上記の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。）

ロ. 取得申込みの受付けは、原則として営業日の午後2時45分（半日営業日の場合は午前10時45分）以前で販売会社が所定の方法で行なわれることとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

ロ. 主として株価指数先物取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託会社または販売会社は、当該取得の申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。

1. 委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会（半休日においては、午前立会とします。以下同じ。）が行なわれないこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
2. 委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等、やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき

ニ. 取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、当ファンドの取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。

ホ. 上記ハ、またはニ. により取得の申込みの受付けが中止された場合でも、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるのとします。

(2) 換金（解約）手続等

一部解約（解約請求によるご解約）

イ. 受益者は、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付けは原則として営業日の午後2時45分（半日営業日の場合は午前10時45分）以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

ロ. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

- ハ. 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ニ. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。一部解約に関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額が控除されます。なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記照会先にお問い合わせください。

《委託会社のお問合せ先》

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1655

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(半日営業日は午前9時から正午まで)

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

- ホ. 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- ヘ. 当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、下記に該当する場合は、委託会社は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求受けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求受けを取消することができます。
1. 当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行なわれないときもしくは停止されたとき
 2. 当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- ト. 委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受けを取消することができます。
- チ. 上記ヘ. またはト. により一部解約の実行の請求の受けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記ニ. の規定に準じて計算された価額とします。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

①資産の評価

<基準価額の算出方法>

1) 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

2) 基準価額は、毎営業日に委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として翌日付の日本経済新聞に「3ブル」として掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

基準価額につきましては販売会社もしくは委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

《委託会社のお問合せ先》

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1655

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（半日営業日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

<ファンドの主な投資対象の評価方法>

投資対象	評価方法
株価指数先物取引	原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段等または最終相場で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額
株式	原則として基準価額計算日の取引所の終値で評価

②保管

保管に関する該当事項はありません。

③信託期間

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成24年6月15日までとします。

ただし、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

④計算期間

計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営

業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。なお、第1期の計算期間は2009年6月19日から2010年6月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。以下同じ。）までとし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

⑤その他

1) 信託の終了（繰上償還）

- イ. 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - a 受益者の解約により受益権の総口数が3億口を下回るようになった場合。
 - b 繰上償還することが受益者のために有利であると認めたとき。
 - c やむを得ない事情が発生したとき。
- ロ. 上記イ. に該当する場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。
- ハ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託約款の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- ニ. 繰上償還を行なう場合は、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出します。

2) 信託約款の変更等

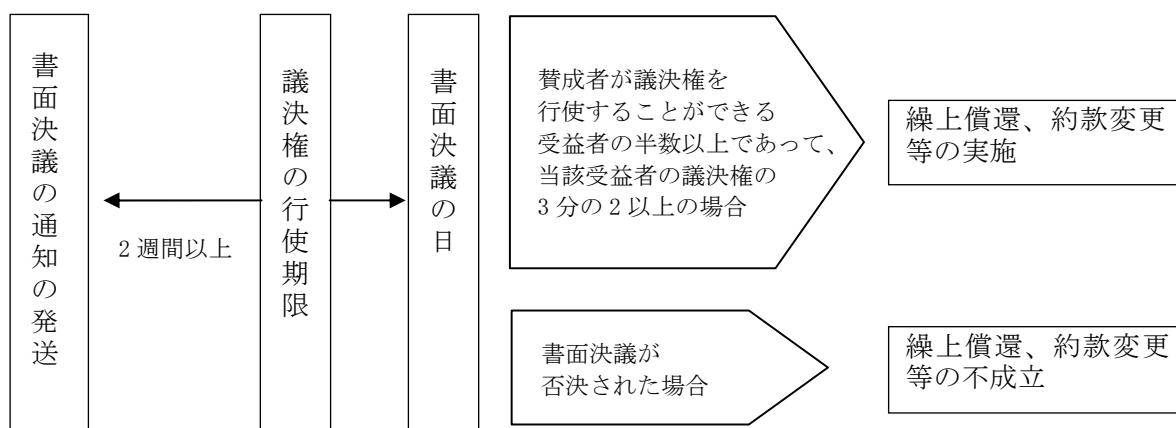
- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができるものとします。信託約款の変更または併合を行なう際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ロ. 委託会社は、上記イ. の変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合について、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付し、書面決議を行ないます。
 - ハ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「書面決議」の規定にしたがいます。
- ※この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

3) 書面決議

- イ. 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して委託会社は書面決議を行ないます。あらかじめ、書面決議の日、内容、理由等を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対して書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を行ないます。
- ロ. 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。受益者が議決権を行使しない時は、書面決議について賛成したものとみなします。

- ハ. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ニ. 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ホ. 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合に係る他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ヘ. 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

< 書面決議の主な流れ >



4) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

5) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

6) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2) 信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

8) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

9) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記載されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。当該収益分配金交付表と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

②償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日（償還日が休業日にあたる場合には、その翌営業日。）から起算して4営業日目）から、販売会社の営業所等にて償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに当該償還に係る受益権の口数と同口数の末梢の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③一部解約（換金）の請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

（詳しくは、上記「6 手続等の概要（2）換金（解約）手続等」をご参照ください。）

④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

⑤反対者の買取請求権

投資信託契約の解約「7 管理及び運営の概要（1）資産管理等の概要 ⑤その他 1）信託の終了」、または投資信託約款の変更「同 2）信託約款の変更等」を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第2【財務ハイライト情報】

当ファンドの運用は、平成21年6月19日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

当ファンドの会計監査は、清新監査法人により行なわれる予定です。

1【貸借対照表】

該当事項はありません。

2【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

3【注記表】

該当事項はありません。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

①受益証券の名義書換

該当事項はありません。

②受益者に対する特典

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③受益権の譲渡制限

1) 受益権の譲渡に制限はありません。

2) 受益権の譲渡

イ. 受益者はその保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記の申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

ハ. 上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

3) 受益権譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【請求目論見書の項目】

投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 付属明細表
 - 2 ファンドの現況
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

※ 上記の情報については、EDINET（エディネット）でも閲覧することができます。

追加型証券投資信託

楽天日本株トリプル・ブル

約 款

楽天投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用することで、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね3倍程度となることを目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、わが国の株式を組入れる場合があります。
- ② 株価指数先物取引の買建額と株式の組入額を合計した額が、原則として投資信託財産の純資産総額の 3 倍程度となるように調整を行ないます。
- ③ 利用する株価指数先物取引の種類は、流動性、効率性等を勘案して決定します。
- ④ 追加設定・解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、原則として当日中に株価指数先物取引により対応します。ただし、資産が純増する場合で、その額が当日の純資産総額を超えている（純資産が倍増以上となる）場合は、原則としてその超過分は翌営業日に対応します。
- ⑤ 当ファンドの資金動向、市況動向等によっては、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑧ 外貨建資産への投資は行ないません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行いません。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は、上記分配対象収益範囲のうち原則として利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- (3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、本運用の基本方針に基づいた運用を行いません。

追加型証券投資信託 楽天日本株トリプル・ブル 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、楽天投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から平成24年6月15日までとします。ただし、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の全ての受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第12条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。なお、この場合においては、第42条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を申し出た取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込みをしようとする場合において、委託者に対し、当該取得申込にかかる受益権について、第42条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める申込単位をもって取得申込に応ずるものとします。

- ② 委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引

業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該委託者の指定する販売会社が定める申込単位をもって取得申込に応じることができます。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める楽天日本株トリプル・ブル自動継続投資約款 (別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。) にしたがって契約 (以下「別に定める契約」といいます。) を結んだ取得申込者には、1 口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

③ 前各項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者または委託者の指定する販売会社は、当該取得の申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消すことができます。ただし、別に定める契約または第 42 条第 2 項および第 3 項の規定に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

1. 委託者が、当該先物取引にかかる取引所 (金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに定める外国金融商品市場をいいます。以下同じ。) の当日の午後立会 (半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。) が行なわれないこと、もしくは停止されたことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき

2. 委託者が、当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき

④ 前各項の規定にかかわらず、委託者または委託者の指定する販売会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取消すことができます。ただし、別に定める契約または第 42 条第 2 項および第 3 項の規定に基づく収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

⑤ 第 1 項および第 2 項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は、1 口につき 1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額 (その減免を含む) は、委託者または委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定めます。

⑦ 前 2 項の規定にかかわらず、別に定める契約または第 42 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 36 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者、委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者 (第 43 条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。) 、

委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 5 項ならびに第 7 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項に規定するものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 23 条および第 24 条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利

ロ. 為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 17 条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除

きます。)

3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還または投資環境の変動等への対応等その他委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条、第26条、第27条、第31条、第32条、第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の投資信託財産との間で、第16条および第17条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条から第24条まで、第26条、第27条および第31条から第33条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国

の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 21 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができますものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図)

第 23 条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図

をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 24 条 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 25 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第 26 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けを行なうことの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(公社債の借入れ)

第 27 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを行なうことの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額

に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 29 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(投資信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第 31 条 委託者は、投資信託財産に属する有価証券の売却等を行なうことの指図をすることができます。

(再投資の指図)

第 32 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することができます。

(資金の借入れ)

第 33 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 35 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 16 日から翌年 6 月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 21 年 6 月 19 日から平成 22 年 6 月 15 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報に該当する部分を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第 38 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 前項の投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 93 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 40 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 5 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第 6 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、第 1 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ④ 委託者は、第 3 項の受益者がその有する受益権の全部の口数について第 45 条第 2 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 3 項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

- ⑤ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑥ 一部解約金は、第 45 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から当該受益者に支払います。ただし、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ⑦ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。ただ

し、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行ないます。

- ⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金（所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。）に応じて計算されるものとします。

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第 43 条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第 44 条 受益者が、収益分配金については、第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第 42 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（投資信託契約の一部解約）

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者または委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、この信託が行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託者は、この投資信託契約の一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。
1. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会（半休日においては、午前立会とします。以下本項において同じ。）が行なわれないときもしくは停止されたとき
 2. 当該先物取引にかかる取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき
- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。

- ⑦ 前 2 項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 46 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(投資信託契約の解約)

第 47 条 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 3 億口を下回ることとなった場合、またはこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの投資信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 48 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 52 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 49 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 52 条の書面決議が否決となる

場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 50 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 51 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 52 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 52 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決

された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求権)

第 53 条 第 47 条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 47 条第 2 項または前条第 2 項に規定する書面決議を通知する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 54 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 55 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 57 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により投資信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 21 年 6 月 19 日

委 託 者 楽天投信投資顧問株式会社
受 託 者 住友信託銀行株式会社

用語解説

委託会社	ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。
運用報告書	ファンドの決算および償還時に、計算期間中の運用経過、運用実績、組み入れ資産の内容、資産の売買状況等を記載したもので、委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付される報告書です。
解約価額	投資信託(ファンド)を解約するときの換金価格のことです。 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額
基準価額	投資信託(ファンド)の受益権1口当たりの価格(時価)のことです。 便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。
受益者	投資信託の利益を受ける権利(受益権)を有する投資家のことを指します。
償還金	投資信託の信託終了日に、終了時の信託財産(純資産総額)を受益権口数に応じて分割して、全ての受益者に支払われるものです。
受託銀行	ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行(「受託会社」または「受託者」と言うこともあります。)を指します。
信託報酬	委託者(委託会社)と受託者(受託銀行)が投資信託において行なう業務(サービス)の対価のことをいい、委託者報酬と受託者報酬の2つに分かれます。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払い等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。
販売会社	主にファンドの募集・販売の取扱い、換金請求の受付、分配金・償還金・換金代金の支払い等を行なう金融機関を指します。
投資信託説明書(目論見書)	ファンドを投資家に募集・販売するにあたって、投資家(受益者)のために投信会社が作成し、販売会社を通じて投資家に交付することが義務づけられている説明書のことです。ファンドの特色、運用方針、収益分配方針、リスク等が記載されています。 目論見書には、投資家にあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書(「交付目論見書」といいます。)と投資家からの請求があったときに直ちに交付しなければならない目論見書(「請求目論見書」といいます。)があります。

楽天日本株トリプル・ブル

追加型投信／国内／株式／特殊型(ブル・ベア型)

投資信託説明書

(請求目論見書)

2009年6月

楽天投信投資顧問株式会社

※本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、
投資家の請求により交付される請求目論見書です。

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ・『**楽天日本株トリプル・ブル**』は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・『**楽天日本株トリプル・ブル**』は、わが国の株価指数先物取引およびわが国の短期公社債を主要投資対象とします。なお、投資信託証券の組入証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、価格が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、**基準価額は変動しますし、購入時の価格を下回ることもあります。**
- ・『**楽天日本株トリプル・ブル**』に投資することに伴う上記のようなリスクは**お客様のご負担**となります。もちろん、『**楽天日本株トリプル・ブル**』への**投資による損益も、全てお客様に帰属**します。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う『**楽天日本株トリプル・ブル**』の受益権の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により平成 21 年 5 月 27 日に有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は平成 21 年 6 月 12 日に生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 3 項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。

有価証券届出書提出日 : 平成 21 年 5 月 27 日提出
 発行者名 : 楽天投信投資顧問株式会社
 代表者の役職氏名 : 代表取締役 大島 和隆
 本店の所在の場所 : 東京都品川区東品川 4 丁目 12 番 13 号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券

に係るファンドの名称 : **楽天日本株トリプル・ブル**

募集内国投資受益証券の金額

 : 当初募集額 100 億円を上限とします。
 : 継続募集額 1,000 億円を上限とします。

有価証券届出書の写しを

縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

目 次

	頁
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込(販売)手続等	1
2 換金(解約)手続等	2
第3 管理及び運営	4
1 資産管理等の概要	4
2 受益者の権利等	7
第4 ファンドの経理状況	8
1 財務諸表	8
2 ファンドの現況	8
第5 設定及び解約の実績	8

第1【ファンドの沿革】

平成 21 年 6 月 19 日 当ファンドの設定日、投資信託契約締結、運用開始（予定）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- イ. 取得申込者は、販売会社毎に定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）で購入することができます。取得申込者は、販売会社取引口座を開設の上、申込金額に手数料および当該手数料に係る消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については、投資信託説明書（交付目論見書）の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）
- ロ. 当初申込期間の取得申込みの受付けは、販売会社の営業時間内とします。
継続申込期間の取得申込みの受付けは、原則として営業日の午後2時45分（半日営業日の場合は午前10時45分）以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。
- ハ. 当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合は、委託会社または販売会社は、当該取得の申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。
 - 1. 委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行なわれないこと、もしくは停止されたことによりその翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
 - 2. 委託会社が、当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないことにより、その翌営業日の追加信託を行なわない措置を取ったとき
- ニ. 取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、当ファンドの取得の申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消することができます。
- ホ. 上記ハ、またはニ、により取得の申込みの受付けが中止された場合でも、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

2【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

イ. 受益者は、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、受付は原則として営業日の午後2時45分（半日営業日の場合は午前10時45分）以前で販売会社が定める時限までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

ロ. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

ハ. 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

ニ. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社の下記照会先にお問い合わせください。

《委託会社のお問合せ先》

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1655

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（半日営業日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

ホ. 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

ヘ. 当ファンドが行なう株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、以下の各号に該当する場合は、委託会社はこの投資信託契約の一部解約の実行の請求受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求受付を取消することができます。

1. 当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会が行なわれないときもしくは停止されたとき

2. 当該先物取引に係る取引所の当日の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引に係る呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

ト. 委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情がある

ときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消することができます。

チ. 上記へ. またはト. により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記ニ. の規定に準じて計算された価額とします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

- ①基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ②基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、委託会社（下記の照会先を参照。）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、翌日付の日本経済新聞に掲載されます。
なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

《委託会社のお問合せ先》

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6717-1655

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（半日営業日は午前9時から正午まで）

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp>

<ファンドの主な投資対象の評価方法>

- ③追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資対象	評価方法
株価指数先物取引	原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段等または最終相場で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額
株式	原則として基準価額計算日の取引所の終値で評価

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成24年6月15日までとします。

ただし、一定の条件により信託期間を延長または繰上償還する場合があります。

(4)【計算期間】

計算期間は、原則として毎年6月16日から翌年6月15日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業

日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。なお、第1期の計算期間は2009年6月19日から2010年6月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。以下同じ。）までとし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託の終了（繰上償還）

イ. 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- a 受益者の解約により純資産額が3億円を下回ることとなった場合。
- b 繰上償還することが受益者のために有利であると認めたとき。
- c やむを得ない事情が発生したとき。

ロ. この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。

ハ. 委託会社は、監督官庁よりこの信託約款の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

ニ. 繰上償還を行なう場合は、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出します。

2) 信託約款の変更等

イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができるものとします。

信託約款の変更または併合を行なう際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

ロ. 委託会社は、上記イ. の変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合について、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付し、書面決議を行ないます。

ハ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「書面決議」の規定にしたがいます。

※この投資信託約款は、上記に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

3) 書面決議

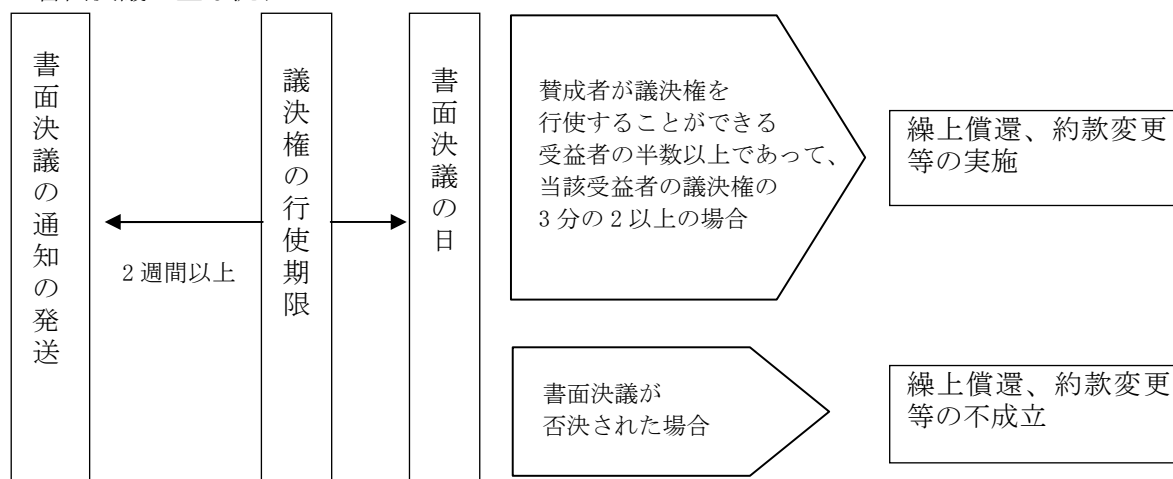
イ. 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して委託会社は書面決議を行ないます。あらかじめ、書面決議の日、内容、理由等を定め、決議の日の2週間前までに受益者に対して書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を行ないます。

ロ. 受益者は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成したものとみなします。

ハ. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ニ. 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ホ. 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合に係る他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- へ. 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行なう場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<書面決議の主な流れ>



4) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

5) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期間末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。また、受託会社は、信託終了のときは最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

6) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2) 信託約款の変更等」にしたがい、新受託会社を選任します。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

8) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

9) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めません。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記載されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。当該収益分配金交付表と引き換えに受益者に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行ないます。

②償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、償還日（償還日が休業日にあたる場合には、その翌営業日。）から起算して4営業日目）から、販売会社の営業所等にて償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払われます。受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の末梢の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③一部解約（換金）の請求権

受益者は、自己の帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

（詳しくは、上記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

④帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

⑤反対者の買取請求権

投資信託契約の解約「第3 管理及び運営の概要 1 資産管理等の概要 (5) その他 1) 信託の終了」、または投資信託約款の変更「同 2) 信託約款の変更等」を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

当ファンドは、平成21年6月19日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、何ら資産を保有していません。当ファンドの会計監査は、清新監査法人により行われる予定です。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【付属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドは、平成21年6月19日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

